

平成17年度地下水質モニタリングのあり方に関する検討会（第2回）

議事要旨

1．日時：平成17年5月24日（火）10:00～12:00

2．場所：霞山会館 まつ・たけの間

3．出席者：

（検討会委員）飯田委員、稲葉委員、大岩委員、高橋委員、中杉委員、山田委員

（環境省）甲村水環境部長、谷企画課長、志々目地下水・地盤環境室長、坂口地下水・地盤環境室室長補佐ほか

4．議事次第

（1）議題1「地下水質モニタリングの今後のあり方について」

本検討会の報告書案の説明に先立ち、事務局から資料1に沿って、地下水質常時監視体制の整備の目標指標の考え方について説明がなされ、議論が行われた。委員より指摘を受けた主な意見は以下のとおり。

今回の提案の指標は、国の政策評価の目標指標とのことだが、この結果が都道府県にどのように影響するのか。

国として全体のモニタリングの水準の推移を注視していく方針。モニタリングの数が合理的な理由がなく減っているとすれば、適正水準の確保のために各都道府県にお願いする場合があります。

提案の指標では、現状の調査井戸の地点数の減少にポイントが置かれていて、社会的にどの程度の地点数が必要となっているか示されていない。

各種社会経済統計指標を基礎とした検討を行ったが、適切な指標等を決定できなかったことから、現段階の目標として試行的に適用することとしたものである。どのような地点でモニタリングを実施すべきであるかについては、報告書案の中で定性的に示している。

定量的な目標として、もう少し幅を持たせて設定できないか。現状維持ではなく、幅があってもある程度の数値的な目標を示して欲しい。

モニタリングの適正水準を目標とした定量的な指標については、各都道府県のモニタリングの状況等を踏まえ、今後検討していきたい。

提案の指標については、過去のデータも整理しておいて欲しい。また、環境基準が追加されたときの考え方も整理すること。

その後、事務局から本検討会の報告書案である資料2に沿って、今後の地下水質モニタリングの方向性について説明がなされ、議論が行われた。議論の結果、報告書案はこの度の議論を踏まえて修正し、座長一任という形でとりまとめられることとなった。委員より指摘を受けた主な意見は以下のとおり。

測定計画の作成に当たっては、PRTRのデータが活用できるのではないか。過去のデータまで遡って、利用可能かどうか検討して欲しい。

PRTR のデータを活用し、発生源の情報と合わせて地下水汚染の状況を公表することでリスク管理をしていく考え方を報告書案に盛り込んでいるが、測定計画に関する今後の対応についても PRTR データの活用について記載する。

定期モニタリング調査の終了の考え方について、その判断基準を処理基準に盛り込んでいただくことはできないのか。

定期モニタリング調査の終了の考え方は、一部の都道府県で 2 年、3 年等と個別に定めているため、処理基準で一方向的に書くことはできない。まずは、その考え方を対外的に説明できるように、測定計画に記載していただきたいという考えである。

災害時の対応について、必ず測定計画に記載しなければならないのか。

災害時・緊急時は必ずしも測定計画に基づいてモニタリングをするものではないが、その考え方を測定計画に記載していただきたいと考えている。

地下水汚染は、県境を越える場合もあるので、このような場合、他県へ周知することについても記載すべきではないか。

ご指摘のとおり、他県への周知に関する記載等を入れたい。

不圧地下水は、季節変動が極めて大きいため、せめて初めてその地区で測定をする場合は、年 2 回実施してもらう必要があるのではないかと。または、水位が高い時等、濃度が高くなると見込まれる時に測定するという考え方もあり得る。

一つのメッシュ内で、被圧地下水の井戸では有害物質が検出されないが、近くの不圧地下水の井戸では検出される場合がある。有害物質が検出されなかったからと言って、その周辺では検出されないとは言えないことを注意喚起しておくべき。

(2) 議題 2 「その他」

事務局から、今後のスケジュールについて説明がなされ、座長と調整の上、報告書を取りまとめて公表すること、報告書の内容を踏まえて処理基準を改正し、6 月中に地方公共団体に通知することが確認された。なお、本検討会は、報告書において今後の検討事項とされた内容等について議論をするために、今後も必要に応じて開催することとなった。

最後に、甲村水環境部長より委員に対する謝意が述べられ、閉会とされた。